

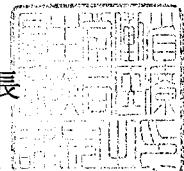
保医発0228第2号  
平成25年2月28日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）

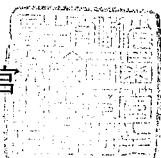
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日保医発0305第8号）について下記のとおり改正し、平成25年3月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

- 1 別表のⅡの126の①の①中「「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」又は「中心循環系マルチルーメンカテーテル」」を「「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」又は「中心循環系動静脈カニューレ」」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医第0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
	(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
126 体外循環用カニューレ	(1) 定義 <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的な名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大靜脈カニューレ」、「大靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大靜脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルームカテーテル」又は「<u>中心循環系動靜脈カニューレ</u>」であること。</p> <p>② (略) (2)～(7) (略)</p>	(1) 定義 <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的な名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」又は「<u>中心循環系マルチルームカテーテル</u>」であること。</p> <p>② (略) (2)～(7) (略)</p>